

# 早出町住民規約

早出町自治会

## 第1条（目的）

この規程は、会計事務の円滑な執行と適正な処理を図るため、会計事務に関し、必要な事項を示すことを目的とする。

## 第2条（会費）

本会の会費は、原則として個人が納入することとなっているが、世帯としての加入を認めており、従来どおり世帯を単位とした会費の納入を妨げない。

区分別会費は、下表のとおり。

会 費 区 分 表

区分	会費	説明事項
A	350 円	間借り 借家 アパート等の世帯主
B	450 円	自家(但し宅地は借地)の世帯主
C	650 円	自家(但し宅地を含めてその他の土地 2,000m <sup>2</sup> 未満を所有する者)の世帯主
D	850 円	自家(但し宅地を含めてその他の土地 2,000m <sup>2</sup> 以上を所有する者)の世帯主
S	特別会費	法人企業の代表責任者、自家営業の世帯主 その他特に考慮を要する世帯主

なお、この区分表の適用にあたり、更に公平を期すため以下の事項を確認する。

### (1) 同居世帯について

- ① 親世帯と子世帯が同じ屋根の下で、生計を一にして生活している場合を指し、一世帯とみなす。
- ② 同じ宅地内、もしくはこれに準ずる敷地内であっても、各々独立した家屋に居住し生計を別にしている場合は、同居世帯とは認めない。
- ③ 前②項の場合であっても、実際に親世帯を扶養している、或いは親世帯が70歳以上に達している場合は同居世帯と同様に取り扱うこととする。

### (2) 法人企業、及び個人営業について

- ① 法人企業及び個人営業にあって、その代表責任者が住居を別にしている場合はその事業所(事務所、営業所、店舗、工場、倉庫等をいう)の所在地で特別会費として区分に応じた会費を負担するものとする。
- ② 事業所と住居が同一の場合であっても、前項と同じ取り扱いとしその規模や状況に応じて会費分と特別会費分とに区分して納入するものとする。

### 第3条（入会金）

本会に入会して会員になるには、入会金を納入しなければならない。

#### 入会金の区分

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ① 自家を建築又は購入して他の町内から転入の世帯 | ……… 1,000円 |
| ② 借家、アパートに転入の世帯          | ……… 500円   |

### 第4条（会費の特例）

会長が特別の理由があると認めた場合は、会費の徴収を猶予又は減免することができる。

### 第5条（慶弔）

会員の慶事、弔事については以下のとおり取り扱う。

- 2 会員の家族に子どもが誕生した場合は、一律一人につき金2,000円を贈呈し成長を祝福する。但し、出生から6ヶ月以内に届出のあったものを対象とする。
- 3 会員に不幸があった場合は、原則として弔慰金2,000円を贈り、かつ代表者を参列させるものとする。
- 4 新盆にあたっては、盆供として一律一人につき1,000円を贈るものとする。  
但し、町内に特別の功績があった者に対しては、その限りではない。自治会長の判断によることができる。

附 則 この規程は、平成22年5月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成27年3月29日から施行する。  
第5条の2 誕生祝金を2,000円に改定する。
- 3 この規程は、令和3年3月28日から施行する。  
第5条の4 盆供の記載が抜けていたので追加記入